

### 広島県公安委員会告示第3号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年1月16日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
2 P13 40	告示の日 (令和5年1 月16日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	Pプロゴルファー 猿M4	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 (愛知県名古屋市中村区長 戸井町三丁目12番地)	左同
2 S15 69	同上	回胴式遊 技機	Sキングハナハナ S P-30	株式会社パイオニア 代表取締役 片田 富穂 (大阪府東大阪市長田中一 丁目4番6号)	左同